

【令和7年度予算案】  
4,033億円の内数【令和6年度予算】  
(3,829億円の内数)

## 【主な予算の内容】

加速化プランに基づき、児童虐待防止施策等の更なる強化を図り、多様なニーズを持つ子ども・若者に対する包括的な支援体制を構築する。また、研修事業の充実により職員の専門性向上を図るほか、令和7年度から導入される司法審査、性的虐待等への対応により児童虐待防止対策の推進に取り組む。

- ・ こども家庭センターの人員体制強化について、統括支援員の配置等を推進し、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図る。
- ・ 児童相談所の人材確保のため、職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築や、一時保護施設において、こどもの個別性を尊重したより適切なケアの提供を推進するため、職員配置等の環境改善を図る。  
また、令和7年度から導入される一時保護開始時の司法審査に伴い、当該事務を行う職員配置に必要な支援や、性的虐待等を受けたこどもに行う被害事実確認面接を実施する職員への研修受講等に係る補助、児童福祉司の任用要件の1つとして位置づけられた「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得が進むよう受講希望者が研修等に参加しやすくなるための補助を行い、職員の体制強化及び専門性向上を図る。
- ・ 虐待等により家庭に居場所がないこども・若者がそのニーズに合わせて支援が受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に対する補助、様々な困難に直面する学生等に対し、生活物資をアウトリーチ型で届けること等をきっかけとして、若者との新たなつながりを生み出し必要な相談支援につなげる取組に対する補助を行い、こども・若者視点からの新たなニーズへの対応するための施策を推進する。
- ・ ヤングケアラー支援については、進路やキャリア相談を含めた相談支援体制の構築、レスバイトや自己発見等に寄与する当事者イベントの開催に関する取組等のための補助を引き続き実施し、支援体制の強化を図る。

## 【主な内訳】

◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	207億円	(177億円)
◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,591億円	(1,485億円)
◇ 子ども・子育て支援交付金	2,211億円	(2,074億円)

# 目次

※ □は、R7予算案で創設した内容。  
その他は、既存事業の組み換えや継続実施等。

拡充	利用者支援事業（こども家庭センター型）	2、3	
拡充	児童虐待防止対策研修事業	こども家庭センター職員の専門性強化に係る研修の充実	5
拡充	市町村相談体制整備事業	6	
拡充	支援対象児童等見守り強化事業	7	
拡充	一時保護における子どもの状況等に応じた個別ケアの推進等環境改善	8	
拡充	一時保護委託先開拓等事業	9	
拡充	一時保護施設学習支援強化事業	10	
拡充	一時保護機能強化事業	11	
拡充	児童相談所体制整備事業	司法審査の導入に伴う職員の配置経費の創設	12
拡充	被害事実確認面接支援事業	研修受講や備品購入経費の創設	13
新規	児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業	14	
新規	児童相談所等業務効率化促進事業	15	
拡充	こども若者シェルター・相談支援事業	16	
新規	虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援	17	
	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業	18	

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>  
令和7年度予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数）

## 事業の目的

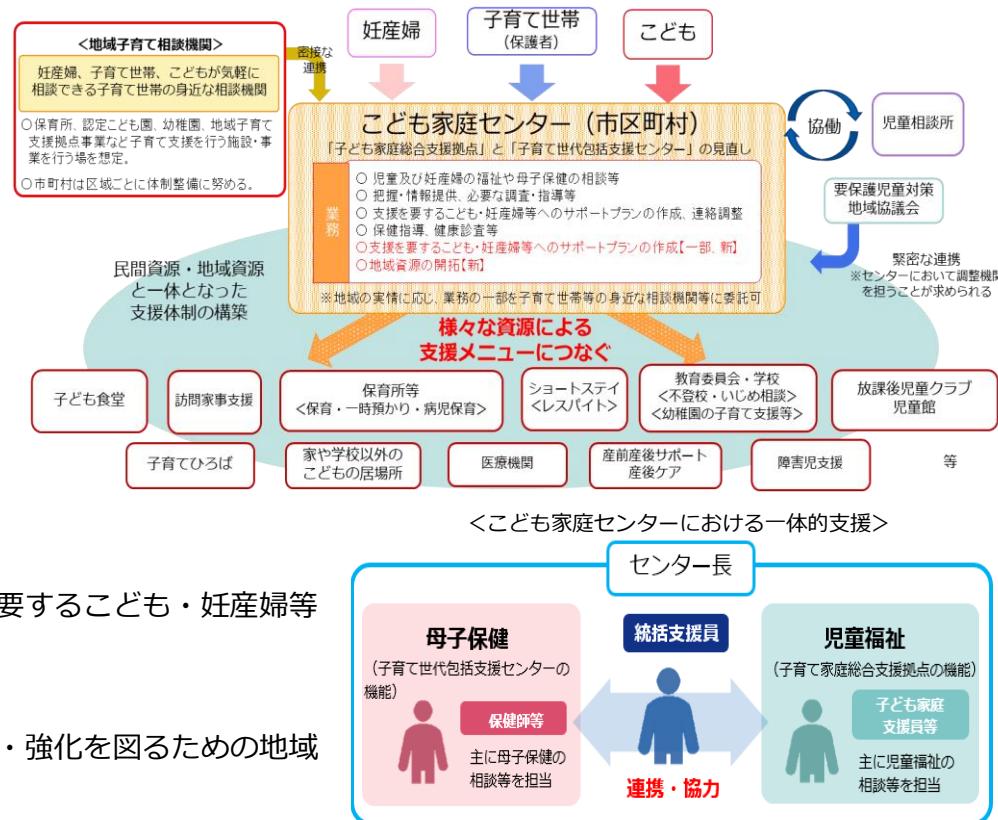
- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

## 事業の概要

※従来の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体の相談支援機関運営事業も含む）を一本化

### ＜業務内容＞

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



## 実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

## 【補助基準額】

## ①統括支援員の配置

1か所当たり 6,941千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置か所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たしていない場合、補助対象外となります。）

## ②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり 15,628千円
保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり 7,295千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり 12,830千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり 10,093千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり 10,032千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり 4,497千円

## ③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

## 直営の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	4,152千円
小規模B型	10,719千円
小規模C型	17,790千円
中規模型	24,050千円
大規模型	44,636千円
上乗せ配置単価	2,718千円（1人当たり）

## 一部委託の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	10,347千円
小規模B型	16,914千円
小規模C型	23,985千円
中規模型	36,441千円
大規模型	69,418千円
上乗せ配置単価	常勤職員 6,426千円（1人当たり） 非常勤職員 2,718千円（1人当たり）

## ④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時の任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,718千円（1人当たり） 委託の場合 6,426千円（1人当たり）

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

## ⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時の任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,718千円（1人当たり） 委託の場合 6,426千円（1人当たり）

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、こども家庭センター1か所当たり1人とする。

## ⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1市町村当たり 3,543千円

## ⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

＜こども政策推進事業委託費＞  
令和6年度補正予算 1.1億円

## 事業の目的

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「こども家庭センター」について、未設置の市町村(全体の約5割)での設置を促すとともに、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業等の構築・活用などの機能の充実を促し、市町村における妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・計画的な支援の円滑な実施を推進する。

これらの取組を通じ、令和8年度末までにこども家庭センターの全国展開等を図る。

## 事業の概要

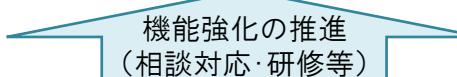
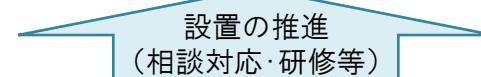
国から委託を受けた事業者が、以下①のほか、都道府県と協働して②～⑤を実施し、市町村こども家庭センターの設置と機能強化を促進する。

## 未設置の市町村

- ・どのような組織体制や機能をもたせて設置すればいいのか？
- ・既存の人員配置や人材を活かして設置する方法はないか？
- ・同じくらいの人口規模で設置した自治体の例が知りたい

## 機能強化が必要な市町村

- ・合同ケース会議や一体的支援をどう進めればいいか？
- ・サポートプランを家族と作って活用するには？他自治体の例は？
- ・家庭支援事業等をどのように構築して活用していくべきか？



都道府県と  
協働して  
②～⑤による  
相談・支援を実施

## 国（受託事業者）

## ① 先進事例の集約・視覚化

アドバイザー確保

設置率の高い  
都道府県の職員

設置済み市町村  
の設置・運営担当者  
機能が充実した市町村  
の実践者 等



## ② 未設置市町村の状況把握・課題分析

## ③ 課題分析や先進事例に基づく未設置市町村への相談対応・助言

## ④ 設置や各機能強化のためのアドバイザーによる助言・研修の提供

## ⑤ 人口規模が近い市町村同士が情報交換できる場や仕組みの創出

## 実施主体

**事業の目的**

全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修や勉強会等を実施した場合には加算を行う。また、令和6年度から創設されたこども家庭センターに配置する統括支援員その他の職員の研修に要する経費を補助する。

**事業の概要**

児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。

①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦児童相談所専門性強化事業、⑧**こども家庭センター専門性強化事業**、⑨医療機関従事者研修、⑩研修専任コーディネーターの配置

**実施主体等****【実施主体】**

①～⑤、⑦、⑩：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥、⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村  
⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）、特別区（児童相談所設置市除く）

**【補助基準額】（1都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）**

① 児童福祉司任用前講習3,158千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,158千円

③ 2,339千円（委託の場合217千円） ④ 3,075千円 ⑤ 2,339千円（委託の場合108千円）

⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年見人制度研修196千円

⑦ 1,668千円

※一時保護施設職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算

⑧ ア) 組織構築・マネジメント研修 496千円、イ) 統括支援員実務研修 496千円、ウ) 相談支援強化研修 993千円、エ) 研修参加促進費 196千円

⑨ 1,879千円 ⑩ 5,515千円

**【補 助 率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、特別区、市町村：1/2**

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

### 事業の目的

- 市町村が、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る。
- 子どものSOSを子ども家庭センターが受け止めて必要な支援を届けるため、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等）と連携し、子どもが子ども家庭センターにアクセスしやすい環境を整えるとともに、子どもの様々な困りごと・ニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、専門人材の活用を促進する。
- 学校等が把握し市町村の子ども家庭センター等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

### 事業の概要

#### ① 市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

#### ② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。  
イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

#### ③ 相談支援体制強化事業（仮称）（※ 令和5年度補正事業「子ども家庭センターにおける子どものSOSを受け止められる相談支援体制の整備」）

① こどもや子どもの関係機関の職員からの相談対応を担当するこども担当職員を配置する。  
② 公認心理師・精神保健福祉士等の外部専門職を派遣・配置する。

#### ④ ヤングケアラー支援事業

学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

### 実施主体等

【実施主体】市町村 【補助率】国：1／2、市町村：1／2

【補助基準額】①：中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円、②：1市町村当たり 交付要綱による

③：こども担当相談員の配置 1市町村当たり 2,715,000円／人（最大2名まで）

専門人材活用促進 1市町村当たり 2,982,000円

④：1市町村当たり 2,026,000円

**事業の目的**

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

**事業の概要**

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化する場合に経費を加算【巡回活動費強化加算】
- ③ 都道府県から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

**実施主体等**

【実施主体】①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】①及び②：国2／3（市町村1／3）、③：国2／3（都道府県1／3）

【補助基準額】①：1か所当たり 8,259千円、②：1か所当たり 5,273千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（+周知啓発加算28千円）

<児童入所施設措置費等国庫負担金> 令和7年度予算案 1,591億円の内数（1,485億円の内数）  
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

- 一時保護施設においても、家庭における養育環境と同様の環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、子どもの権利擁護を推進し、子どもの個別性を尊重した適切なケアを提供する観点から、一時保護施設の環境改善が求められている。
- 一時保護施設の環境改善に当たっては、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進など複合的に実施することで、一時保護施設が抱える諸課題に適切に対応していく。

## 事業の概要

### （1）一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定したことに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

### （2）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所する子どもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

### （3）一時保護委託先の開拓・一時保護委託先への心理面でのサポートの実施

多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でケアを推進するため、一時保護委託先の開拓を行う職員（リクルーター）の配置に要する経費の補助を行う。また、一時保護委託先においても心理的ケア等の専門的なケアを実施できるよう、一時保護委託先を巡回してサポートを実施する職員の配置に要する経費を補助する。

### （4）一時保護施設で生活する子どもの学習支援の強化

一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入に要する経費の補助を行う。

### （5）一時保護施設における夜間対応の強化

近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護する子どもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。

## 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1／2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

&lt;児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金&gt; 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

### 事業の目的

- 一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、子どもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが、子どもたちを守るために喫緊の課題となっている。
- このため、子どもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や一時保護委託先の心理面でのサポートを図ることを目的とする。

### 事業の概要

#### ①一時保護委託先の開拓・適切な処遇の確認

- 都道府県等は、多様な一時保護委託先を確保し、家庭的な環境におけるケアを推進する観点から、一時保護委託先の開拓を行う開拓員及び補助員を配置し、一時保護委託先の開拓を行うとともに、開拓後においても定期的に訪問し必要な支援や一時保護委託児童に対する適切な処遇が実施されているかの確認を行う。

#### Point

一時保護委託先の開拓に当たっては、障害・高齢関係施設や医療機関、民間事業者など児童福祉分野にとどまらず、多様な一時保護委託先の確保に努める

#### ②一時保護委託先に対する心理面からの支援の実施

- 心理的支援訪問員を配置し、児童相談所担当児童心理司と連携の上、一時保護委託先を巡回・訪問し、一時保護委託児童及び委託先の者に対する心理面からの支援を実施する。

#### Point

里親、ファミリーホーム、その他民間事業者など心理職の配置がない一時保護委託先についても、定期的に心理的支援訪問員が訪問することで、適切な心理的ケアが可能

### 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】①委託先の開拓 1自治体当たり 基本分：6,377千円、加算分：最大2,652千円  
②心理サポート 1自治体当たり：6,163千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

- 一時保護施設の子どもたちは通学が困難な場合も多く、また、基礎的な学力が身についていない子どもいるなど、一人一人の習熟状況等が異なることから、ICT等を活用して、個々に応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。
- このため、本事業を活用して、一時保護施設で生活する子どもの学習支援の強化を図ることを目的とする。

## 事業の概要

### 【実施方法】

- 一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度等に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入を行う。

### 【主な留意事項】

- 学習アプリ等の導入に当たっては、各学年や子ども一人一人の習熟状況等に応じた学習が対応可能なものを選定すること。また、アプリについては定期的に更新すること。
- 導入・更新するアプリについては、必要に応じて利用する子どもの原籍校や教育委員会に意見を求める等、一時保護施設退所後を見据えた学習内容とすること。
- タブレット等端末利用時に子ども個人に関する情報の入力がある場合については、利用終了時ごとにタブレット等端末から削除するなど個人情報の取り扱いについて適切な措置を講じること。 等



## 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】一時保護施設1か所当たり：1,000千円

## 事業の目的

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

一時保護施設が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

## 事業の概要

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。

- ① 学習指導協力員：保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。
- ② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行う。
- ③ トラブル対応協力員：子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護施設内の個別対応の強化を図る。
- ④ 専門的ケア対応協力員：保護している子どもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。
- ⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護施設等から学校に通う場合の付添を行う。なお、一時保護施設等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。
- ⑥ 夜間対応協力員：近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護する子どもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。
- ⑦ 権利擁護推進員：一時保護施設で生活する子どもの権利擁護のための取組（意見表明等支援事業者との連絡調整、意見箱等の導入・運用改善、一時保護施設のルールの改善の検討・提案等）を推進し、一時保護施設における子どもの権利擁護の強化を図る。
- ⑧ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）：個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

## 実施主体等

## 【補助基準額】

- ・学習指導協力員以外（②～⑧）の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数  
(加算分※1) 児童相談所1か所当たり：1,384千円
- ・学習指導協力員（①）（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）  
(加算分※2) 児童相談所1か所当たり：1,431千円

※1 一時保護委託付添協力員を配置し、一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合

※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

&lt;児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金&gt; 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

### 事業の目的

- 高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る等により児童相談所における体制の強化を図る。さらに、令和4年改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護開始時の司法審査が導入されることから当該事務を行う職員の人件費について補助を行い、体制強化を図る。

### 事業の概要

- ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業  
児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、こども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。
- ② 市町村との連携強化事業  
児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。
- ③ 24時間・365日体制強化事業  
夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB等の非常勤の職員等を配置する。
- ④ 司法審査対応職員配置事業  
**令和4年改正児童福祉法により、令和7年度より導入される一時保護開始時の司法審査事務について必要な職員を配置する。**
- ⑤ 医療連携支援コーディネーター配置事業  
虐待を受けて児童相談所が一時保護した子どもの中には、外傷等の治療をするため、医療機関への一時保護委託を行う場合があり、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図るために職員等を配置する。
- ⑥ SNS等相談事業  
児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者や子ども本人に対するSNS等を活用した相談体制の構築を推進し、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、こども家庭相談体制の充実を図る。
- ⑦ 通訳機能強化事業  
日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談支援をより円滑に行うための事業を実施する。

### 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～⑤：児童相談所1か所当たり、⑥⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円 ② 市町村との連携強化事業 4,212千円 ③ 24時間・365日体制強化事業 最大17,273千円

④ 司法審査対応職員配置事業 最大5,148千円 ⑤ 医療連携コーディネーター事業 4,436千円

⑥ SNS等相談事業 41,336千円 D.V.相談も併せて行う場合 31,636千円を加算 ⑦ 通訳機能強化事業 10,560千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

&lt;児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金&gt; 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

**事業の目的**

- 性的虐待等を受けた子どもに対して、何度も同じ内容を聞くことは子どもにとって心理的負担が大きいことや聞き取る話の信用性確保の問題から1人の面接者が1回の面接によって聴取するという手法をとることが望ましい。
- 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例などについては、検察や警察といった捜査関係者も子どもへの聴取を行うことになるが、その際も、子どもの心理的負担の軽減等のため、児童相談所、検察、警察が連携し、代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接（いわゆる司法面接）が行われる。これらは、子どもにとって重要であるものの、代表者には、一定の講習等の受講が必要となる高度な技術が要求されることから、児童相談所における代表者の育成等の負担も大きい。そのため、協同面接を含めた被害事実確認面接等を進めるために、民間団体への委託等に係る費用や研修受講費用、面接に必要な備品購入費用の補助を行い、面接の質の向上を図る。

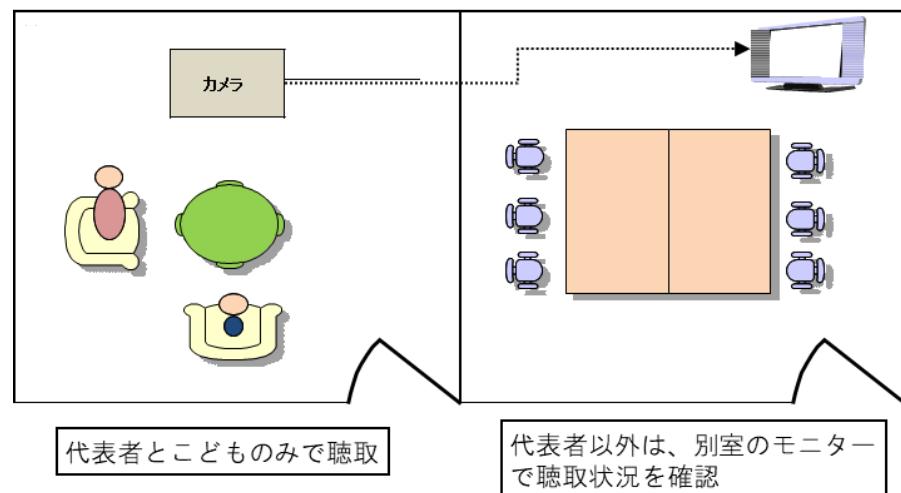
**事業の概要**

- ① 協同面接を含む被害事実確認面接を実施するため、面接実施に係る打ち合わせや専門の訓練を受けた面接者の派遣等の業務や心理的ケアを実施する民間団体への委託等に係る費用を補助する。
- ② 被害事実確認面接に係る研修受講費用を補助する。
- ③ 被害事実確認面接に必要なモニター等の備品購入に係る費用を補助する。

## &lt;協同面接を含めた被害事実確認面接等の実施イメージ&gt;

代表者による聴取が行われる部屋

聴取状況を確認する部屋

**実施主体等**

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ①自治体1か所あたり   | 最大2,520千円 |
| ②自治体1か所あたり   | 90千円      |
| ③児童相談所1か所あたり | 1,000千円   |

【補助率】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

## 事業の目的

- 児童相談所においては、これまででも、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきており、急速に人材確保を進めてきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。

※1 勤務年数3年末満の児童福祉司が46%、勤務年数3年末満の児童心理司が43%（いずれも令和6年4月時点）

※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。

（労働安全衛生調査（令和2年度）によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた（派遣労働者含まず。）全国の事業所（全業種）の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。）

- 今後、令和5年12月に決定された新プランに基づき、更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

## 事業の概要

## 【事業内容】

- ①全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築

以下の取組を実施。

- ・児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護施設保育士、児童指導員）の魅力発信【採用支援】
- ・職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
- ・児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポート、心理職等によるリモートカウンセリングの実施【人材定着支援】

- ②児童相談所への定着支援アドバイザーの配置

各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援【人材定着支援】

- ③VR等を活用した研修システムの作成

全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備する。  
【人材育成支援】

## 実施主体等

【実施主体】①：民間団体（公募により選定） ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：民間団体（委託）

【補助率】①：国10／10 ②：国1／2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2） ③：国10／10

【補助基準額】①：28,339千円 ②：1か所当たり2,090千円 ③：1テーマ当たり50,000千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

### 事業の目的

- 児童相談所の各業務においては、都道府県等により異なるが、一度簡易的に作成した記録を再度システム上に手入力する業務フローが多く、業務負担が重くなる要因の一つとなっている（※）。このことはさらに、十分な休憩時間や研修等の時間の確保を困難にすることにもつながっており、職員の質の向上の妨げともなっている。  
 （※）令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所におけるA I・I C T等を活用した業務効率化に関する調査研究」において、児童相談所職員は『調査・資料作成』に最も多くの時間を費やしており、児童福祉司のみの従事時間割合は、『面接・家庭訪問』や『調査・資料作成』、『移動・移送』に多くの時間が充てられている、と指摘されている。
- また、改正児童福祉法において、市町村は令和6年度からこども家庭センターを創設することが努力義務となっており、当該センターを中心として子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備することとなるが、母子保健と児童福祉の分野横断的に支援する必要があることから、ケース記録の共有等を通じ、その相互連携を図る必要がある。
- このような、情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、労働環境の改善や相談業務等の質の向上につなげるとともに、家庭訪問やケース検討の充実にもつなげ、全体として児童相談所やこども家庭センターの業務の改善を図る。
- 令和6年度において実施する調査研究で児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況を把握した上で、児童相談所等における業務フローを全体的に見える化し、デジタル技術の活用により効率化すべき業務プロセスを特定する。その上で、最新技術を積極的に取り入れ、業務の最適化を図ることにより、児童相談所等のDXを推進する。

### 事業の概要

例えば、以下の業務を可能にするデジタル技術の導入を進める。

#### ① 児童相談所（都道府県等）

- 一時保護状請求書（仮称）の発行（※）（既存のケース記録等と連携）

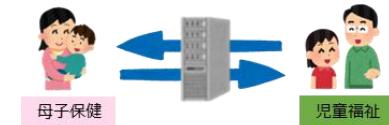
（※）改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書（仮称）を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。

- 電話・会議の文字起こし
- 外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等） 等



#### ② こども家庭センター（市区町村）

- 母子保健・児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧、両部門間の情報共有や業務連携
- 児童相談記録システム（音声・文字認識等含む）の導入、各種住民情報等との連携機能の開発 等



### 実施主体等

#### 【実施主体】

- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。）
- 市区町村

#### 【補助率】

- 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2
- 国：1／2、市区町村：1／2

#### 【補助基準額】

- 1自治体当たり 15,000千円
- 1市区町村当たり 30,000千円

## 事業の目的

- <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）
- 親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、
    - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
    - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたいなど、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。
  - こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

## 事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。 ※①及び②の基本相談は必須、その他は加算対応

## ①宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）を提供する。



## ②基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用することも・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。



## 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】1か所当たり 基本分：17,735千円、加算分：23,243千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

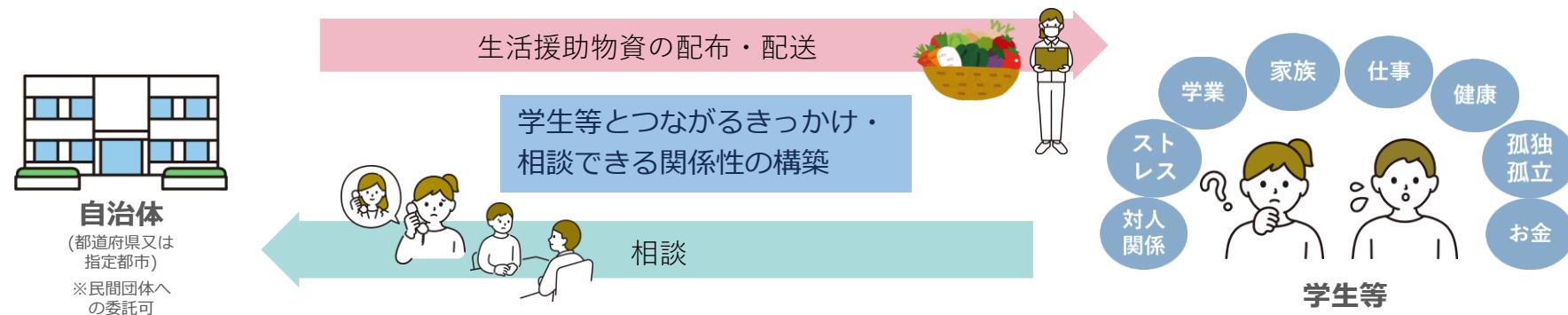
親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。

## 事業の概要

①生活援助物資の配布・配送及び②相談支援を実施することを通じ、自治体・支援機関等が困難に直面する学生等とつながりを持ち、学生等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

### 【具体的方法】

- ①：フードパンtries等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②：配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談等



## 実施主体等

【実施主体】都道府県または指定都市（民間団体への委託可）

【補助率】国：1／2、都道府県、指定都市：1／2

【補助単価】都道府県：78,774千円、指定都市：47,445千円

&lt;児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金&gt; 令和7年度予算案

207億円の内数（177億円の内数）

**事業の目的**

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられた。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、子どもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

**事業の概要**

## ① 研修受講費等の資格取得費用に対する補助

児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。

## ② 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助

こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要となる経費の補助を行う。

## ③ 資格取得者の配置に対する手当等の補助

児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を行う。

（参考）児童養護施設等や一時保護施設に資格を有する職員を配置する場合は、措置費において、当該職員に係る加算を行う。

**実施主体等**

## 【実施主体】

- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

## 【補助率】

- 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
- 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3
- 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3

## 【補助基準額】

- 研修受講に係る旅費 1人あたり128,000円

研修受講費（受講ルートにより異なる）

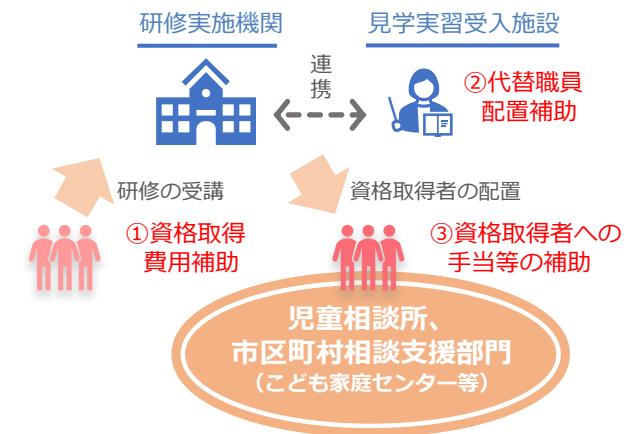
1号 187,000円 2号 236,000円

3号 258,000円 4号 346,000円

代替職員を確保するための雇上費 1日あたり8,620円

- 1日あたり8,620円

③ 240千円



參考資料  
(新規・拡充事項以外)

＜安心こども基金を活用して実施＞

## 事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 親子再統合支援（=親子関係再構築支援）は、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。

## 事業の概要

### ① 親子関係再構築支援員の配置

親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。

### ② 親子関係再構築支援

**カウンセリング** 精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。

**家族療法・保護者支援プログラム** こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。

**ファミリーグループカンファレンス** こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。

**宿泊型** 離れて生活する親子に対して、宿泊等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。

**スーパーバイズ** 学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。

### ③ 保護者支援プログラム等資格取得支援事業

児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る。

### ④ 親子関係再構築民間団体育成事業

保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体で研修を受けたりするための補助を行う。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (①～③児童相談所 1か所当たり、  
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市 1か所当たり)

①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円

【補 助 率】 国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

- 都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、児童相談所等に医師を配置することや、地域の医療機関等を協力医療機関等（医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。以下同じ。）に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。
- また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分であったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図る。

## 事業の概要

### ① 医療的機能強化事業

次のいずれか又は両方を実施する。

- 医師（非常勤に限る。）を配置する。
- 地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により医学的な助言（※）を得られる体制を構築する。  
(※) 対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。

### ② 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県等の中核的小児救急病院等に、児童虐待専門コーディネータを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。また、当該中核病院における児童虐待対応体制の整備を図る。

## 実施主体等

### 【実施主体】

- ①都道府県、市区町村 ②都道府県、指定都市

### 【補助基準額】

- 1自治体あたり：7,842千円（複数の児童相談所で医師の配置等を行う場合は、1児童相談所あたり7,842千円）  
(常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：748千円)
- 1自治体あたり：4,818千円（事業期間が1年に満たない場合は、4,818千円×事業実施月数／12）

### 【補 助 率】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

- 児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、また、**令和4年改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護開始時の司法審査が導入されること**から、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うことができる体制の整備を図る。  
さらに、弁護士業務を補助する法的対応事務職員（パラリーガル）を配置することにより児童相談所の法的対応の更なる体制強化を図る。

## 事業の概要

- 弁護士の配置等により、以下の業務を実施する。
  - 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うこと。
  - 法的申立てを行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うこと。  
または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うこと。
- 法的対応事務職員を配置し、上記の弁護士の事務的、法的な業務を補助。

## 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（委託等によって実施する場合）弁護士1人又は事業者1者当たり 15,644千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、7,822千円

（非常勤職員を配置する場合） 弁護士1人1時間当たり 10千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、5千円

（法的対応事務職員を配置する場合） 1名当たり 3,597千円を加算。

※ただし、弁護士1名につき1名が上限

【補 助 率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

## 事業の目的

- <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）
- 児童虐待対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細やかな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法改正において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所の設置自治体の拡大が図られたところである。さらに令和元年の児童福祉法改正を受けた児童福祉法施行令の改正により児童相談所の管轄区域の人口をおおむね50万人以下とすることとされた。
  - これに伴い、児童相談所の設置を目指す中核市、施行時特例市及び特別区（以下「市区」という。）や児童相談所の増設を図る都道府県等に対し、設置準備に係る費用を補助することにより、児童相談所の設置を促す。また、児童相談所の設置を目指す市区への都道府県等の協力を促進するため、都道府県等から市区への職員派遣に対する支援を行う。

## 事業の概要

- 市区は、児童相談所の設置に向けた準備（検討段階を含む。）を行うため、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。
  - 設置準備に伴う事務手続等  
児童相談所の設置準備に伴う事務手續等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。
  - 研修等職員派遣  
児童相談所の業務を学ぶための研修等に職員を派遣する間に、当該職員の代替として業務を行う非常勤の研修等代替職員を配置する。
- 都道府県等は、都道府県等における児童相談所の増設の設置準備に伴う事務手続き等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。
- 都道府県等は、市区における児童相談所の設置を支援するため、児童相談所設置準備に向けた職員の派遣を行い、当該職員の代替として業務を行う非常勤の代替職員を配置する。

## 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区

### 【補助基準額】

① 設置準備対応職員を配置する場合	都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区 1か所当たり 2,172千円
② 研修等代替職員を配置する場合	中核市、施行時特例市、特別区 1か所当たり 10,259千円
③ 都道府県等代替職員を配置する場合	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 1か所当たり 6,839千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区：1/2

## 事業の目的

- <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）
- 一時保護を行う際は、一人ひとりの子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。
  - 一時保護については、一時保護施設において必要な一時保護に対応するための定員設定・整備を行うことのほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用すること等により、適切な支援を確保する必要がある。

## 事業の概要

- 一時保護専用施設の設備基準（※）を満たすために、本体施設等を改修した場合の改修費の一部を補助する。  
(※) 「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について（令和6年3月21日付けこ支虐第83号こども家庭庁支援局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件

## 【都道府県、指定都市、児童相談所設置市】

都道府県知事、指定都市市長又は  
児童相談所設置市の長



一時保護専用施設の指定



一時保護専用施設の指定申請

## 【児童養護施設等】

【一時保護専用施設】



基準に満たす  
ような改修

【本体施設】



## 実施主体等

【補助基準額】 1施設当たり 48,900千円

→ 改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

## 事業の目的

- <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）
- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。
  - こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全ての子どもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握した児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。

## 事業の概要

## (1) 訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助

[補助基準額] a.訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 ※訪問は委託することも可能

b.事務職員雇上費 1日当たり 8,040円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

## (2) 申請手続等支援

他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人事費、交通費等（要支援者の交通費を含む。）を補助（自己評価・分析も実施）※（1）（2）については、いずれか一方のみの利用も可。

[補助基準額] a.訪問支援等に係る費用 1回当たり 6,000円 × 訪問回数

b.事務職員雇上費（通訳等に係る職員含む） 1日当たり 8,040円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

## (3) 訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体へ委託する場合の委託費補助

[補助基準額] 年額 564,000円

## 未就園児等全戸訪問実施

訪問により児童や家庭の  
困りごとを把握

## 申請手続等支援

・保育所や障害児支援など利用に関する必要な支  
援（各種申請手続きのサポート）を行う。

養育支援が必要である家庭

## 養育支援訪問事業



## 保育所・児童発達支援センター



## 実施主体等

実施主体 市区町村 負担割合 国：1／2、市区町村：1／2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、N P O法人等の民間団体を活用した取組を行う。

## 事業の概要

### ① 民間団体委託推進事業

児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているN P O法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。

### ② 民間団体活動推進事業

民間団体と連携し、こどもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。

### ③ 民間団体育成事業

児童相談所が行う保護者指導や安全確認などの業務について受託することができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザー派遣や先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練等を実施する。

## 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】①：3,205千円 ②：1,140千円 ③：1,253千円

【補 助 率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

## 事業の目的

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

外部有識者等をメンバーとした評価・検証委員会を設置し、児童虐待による死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策の検討を行う。  
また、児童相談所の業務管理・組織運営等について、民間団体から第三者評価を受けることにより、効果的な質の向上を図る。

## 事業の概要

### ① 死亡事例等検証委員会

#### ＜検証の範囲＞

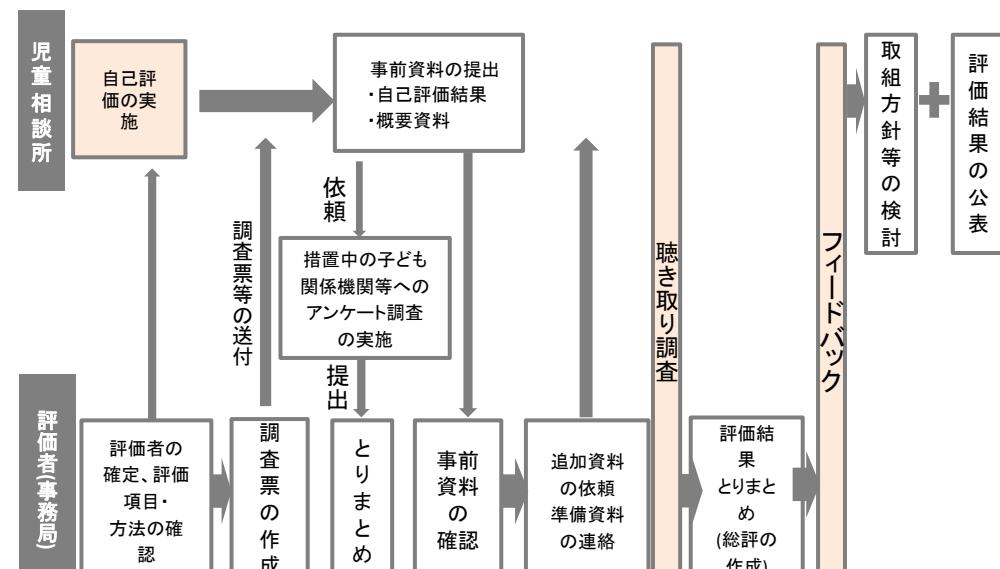
虐待による死亡事例（心中を含む）のほか、以下の内容を実施する。

- ア 児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成（都道府県等に限る。）
- イ 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成
- ウ ア又はイを基にした定期的な評価・助言、検証の実施
- エ 委員会で提言された再発防止策の取組状況の評価・助言
- オ ウ及びエに基づく報告書の作成、公表

#### ＜委員会の構成員＞

事例に関与していない外部の者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。

### ② 民間団体による児童相談所の第三者評価



児童相談所の第三者による質の評価の推進を図るため、  
評価基準案、ガイドライン案を参考とした自治体の取組を支援

## 実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】1都道府県及び1市町村当たり 937千円

※民間評価者に第三者評価を依頼する場合 937千円加算

&lt;児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金&gt; 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

**事業の目的**

児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととされている（児童福祉法第33条の8第1項）。このため、未成年後見人が必要とする報酬等の一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするもの。

**事業の概要****(1) 未成年後見人の報酬補助事業**

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任され、報酬が認められた未成年後見人に対し報酬額の補助

**(2) 未成年後見人等が加入する損害賠償保険料補助事業**

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料の補助

**実施主体等**

【事業の対象となる未成年後見人】

**(1)・(2) 共通**

児童相談所長等による申立てにより家庭裁判所に選任された未成年後見人又は家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人であって、

ア 被後見人の預貯金等及び不動産評価額が1,700万円以下であること

イ 被後見人の親族以外の者であること※1※2

のいずれも満たしていること。

※1 児童相談所長以外の者による申立てまたは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が認めた場合に限る。

※2 被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人やその職員、被後見人の委託を受けている里親を除く。（施設退所後等の自立に備えて選任請求された場合は対象）

【対象期間】原則被後見人が成年に到達する日の前日まで

**【補助基準額】****(1) 未成年後見人の報酬事業**

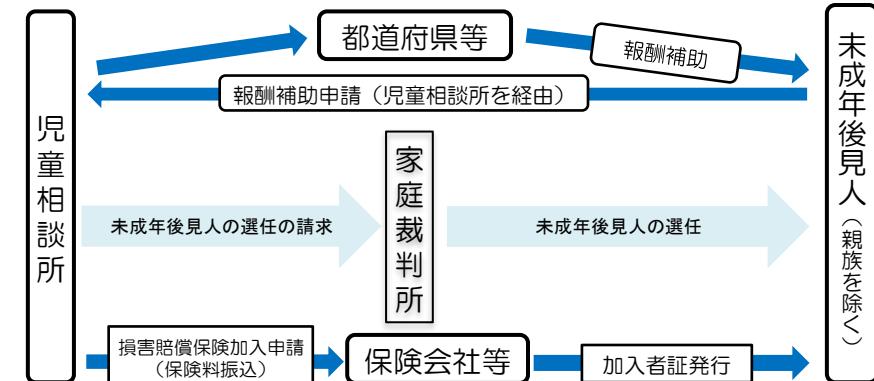
1人あたり 年額 240,000円（月額上限額 20,000円×12月）

**(2) 未成年後見人・被後見人が加入する損害賠償保険料補助事業**

- ① 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり 年額 5,210円
- ② 被後見人の傷害保険 1人あたり 年額 7,680円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2



## 事業の目的

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児童虐待の通告を受けた際の子どもの安全確認等の体制を強化することや、施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に遠方まで複数名で移送等をすることがあることから、移送等を行う体制の強化を図る。

## 事業の概要

- 以下のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。

- 安全確認等対応職員

児童虐待の通告のあった子どもについて、目視による安全確認を行うことや、継続的な支援を行っている子どもについて、定期的な状況確認を行う。

- 事務処理対応職員

児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。

- 以下の非常勤の移送等対応職員を配置する。

- 移送等対応職員

児童相談所において施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に児童福祉司等とともに遠方まで移送等を行う。

## 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

児童相談所 1か所当たり 27,575千円

（警察官O Bを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合 児童相談所 1か所当たり 22,060千円加算）

（遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員を雇う場合 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 1か所当たり 5,515千円加算）

市区町村 1か所当たり 16,545千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

## 事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るために、子どもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、子どもの権利擁護に係る環境整備（子どもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、子どもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係る子どもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。

＜安心こども基金を活用して実施＞

## 事業の概要

### ①意見表明等支援事業

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、子どもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、子どもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

### ②子どもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

子どもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、子どもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等により子どものアクセシビリティを確保する。

### ③子どもの権利擁護機関の整備

社会的養護に係る子どもの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関や子どもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、子どもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

## 実施主体等

**【実施主体】** 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村（①以外）

**【補助基準額】** ① 5,995千円

※活動回数に応じて加算

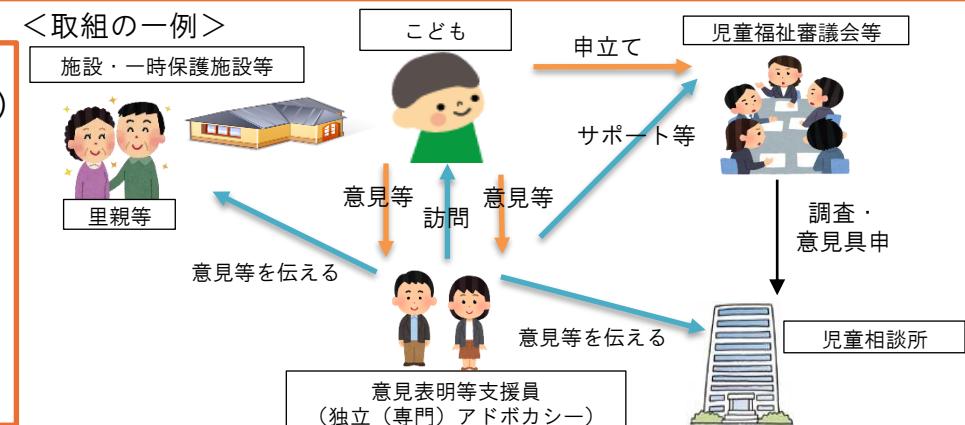
(加算1) 2,990千円 (加算2) 5,981千円

② 2,065千円 ※②単独は不可

③ 児童福祉審議会の場合 4,180千円  
その他の権利擁護機関の場合 5,341千円

**【補 助 率】** 国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

各都道府県等において、児童虐待防止及びヤングケアラー認知度向上に係る広報啓発等事業を通じ、関係機関・団体を通じ、関係機関・団体や地域住民等への児童虐待・ヤングケアラーに関する意識の向上を図ることにより、児童虐待防止及びヤングケアラーへの適切な対応に資することを目的とする。

## 事業の概要

以下①～③のいずれかに該当するもの

- ① 地域における児童虐待に関する情報発信やヤングケアラーへの認知・理解促進等を図るための広報啓発事業。
- ② 地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。
- ③ 児童相談所において通告・相談等を受け付けるための通信設備の改修や転送サービスの利用等を行う事業



(例) SNSを活用した情報発信

## 実施主体等

○実施主体 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市

○補助基準額 14,399,000円（1実施主体当たり）

○負担割合 国：1／2、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市：1／2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

暮らす場所や年齢にかかわらず、全てのこどもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）等のこれまでの取組に加え、令和4年改正児童福祉法で導入された一時保護開始時の司法審査により、弁護士等の法的対応に係る人材を採用することが必要となることを踏まえ、児童福祉司等の専門職の採用活動を強力に行うことを目的とする。

## 事業の概要

児童相談所等に児童福祉司等の専門職の採用活動を行う者を配置又は民間委託により、学生向けセミナー、インターンシップ、採用サイト、合同説明会ブースなどの企画や、採用予定者に対する研修などの専門職確保のための採用活動等を行う。

## 実施主体等

### 【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、児童相談所を設置する計画を有する市（特別区、一部事務組合含む）

### 【補助基準額】

1か所（実施主体）当たり 4,182千円

※ 児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合は、3,528千円を加算

### 【補助率】

国：1/2、自治体（実施主体）：1/2

## 事業の目的

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

児童相談所の体制強化を進めるため、児童福祉法第13条第3項第1号に規定する課程の修了により児童福祉司の任用資格を取得することを支援し、更なる人材確保を推進する。

## 事業の概要

児童福祉法第13条第3項第1号の規定に基づき実施される課程（通信課程）の受講者に対し、自治体が受講料や旅費等の受講に必要な費用の負担を行う場合、当該費用への補助を行う。

(参考) 児童福祉法（抄）

第13条第3項 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者



## 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、児童相談所を設置する計画を有する市

【補助基準額】1人当たり 130千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

## 事業の目的

&lt;児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金&gt; 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

- 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。（令和6年6月5日成立、令和6年6月12日施行）
- また、施行通知※1では、**特に市区町村においては、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法による実態調査を定期的（少なくとも年に1回程度）**に行うことが重要としている。
- さらに、ヤングケアラーの把握と支援導入には、福祉・介護・医療・教育機関等の関係機関の職員によるアウトリーチとヤングケアラーへの理解促進が重要であり、ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、職員研修の積極的な実施が求められるところ。
- こうした取り組みを促進するため、実態調査や関係機関の職員（要対協、子若協の構成機関を含む）がヤングケアラーについて学ぶための研修等の実施に必要な経費の補助を行う。

※1 こども家庭庁HP参照 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

## 事業の概要

## ①実態調査・把握

市区町村は、ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等個人が把握できる方法により調査を実施  
都道府県は、市区町村と連携し、高校生世代を対象とした実態調査を行う他、主に18歳以上のヤングケアラーを把握することを目的として、介護・障害などのサービス事業者や支援者団体を対象として実態調査を実施

## ②関係機関職員研修

ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、子ども本人や保護者、関係機関※2、専門職員、支援者団体等を対象に、各地方自治体や教育委員会と連携して、ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点、把握後の対応方法についての研修を実施

※2 児童相談所、児童福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター、医療機関、訪問看護・介護事業者、医療リーシルワーカー、学校、教育委員会、スクールリーシルワーカー、スクールカウンセラー、地域包括ケアセンター、介護保険事業者、障害福祉サービス事業所、市町村保健センター、保健所、民生・児童委員、司法関係機関、日本語学習支援機関、民間団体等

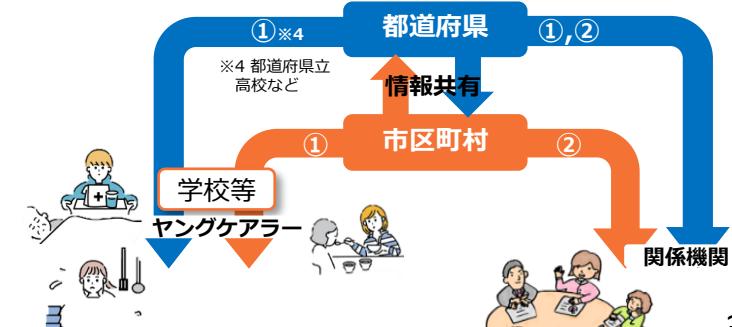
## ③実態調査スタートアップ加算 ※令和6年度補正予算計上

実態調査を定期的（少なくとも年に1回程度）に実施するには、自治体の負担軽減（調査コスト等）が不可欠であることから、実態調査の効率化に資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築（例えば、特定の項目に該当する子どもの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等）を実施。

## 実施主体等

※3 下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体※3	都道府県、市区町村			
実施事業	実施主体	1 都道府県、指定都市あたり	1 中核市・特別区あたり	1 市町村あたり
①実態調査・把握		6,100千円	3,153千円	1,709千円
②関係機関職員研修		4,174千円	2,484千円	1,812千円
③実態調査スタートアップ加算 ※令和6年度補正予算計上		2,123千円	1,930千円	1,737千円
補助率	国：2/3、実施主体：1/3			



## 事業の目的

&lt;児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金&gt; 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

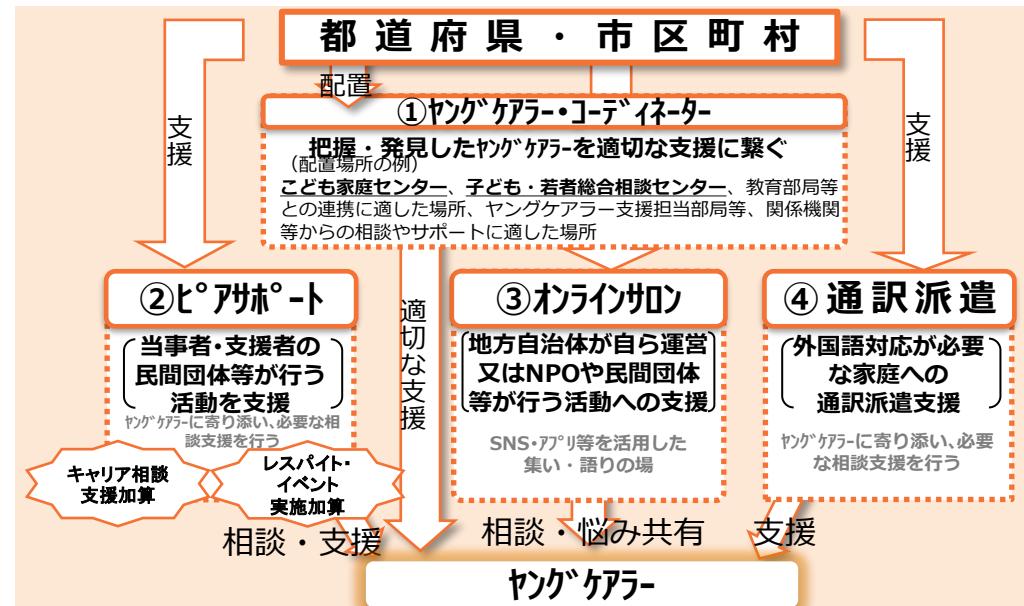
- 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に必要な経費の補助を行う。

## 事業の概要

- ①ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐために、関係機関や民間支援団体と連携して相談支援を行い、多機関と協力して支援の枠組みを構築する専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置  
⇒都道府県が、18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行なうヤングケアラー・コーディネーターを配置（事業委託を含む）する場合、必要な経費の補助を行う。※令和6年度補正予算計上
- ②ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援  
⇒進路やキャリア相談支援体制の構築、およびレスパイトや自己発見に寄与する当事者向けイベントの開催において、加算を行う。
- ③ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等
- ④外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等

## 実施主体等

実施主体	都道府県、市区町村			
実施事業	実施主体	1都道府県、指定都市あたり	1中核市・特別区あたり	1市町村あたり
① ヤングケアラー・コーディネーターの配置		17,786千円	11,408千円	6,429千円
18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行なうヤングケアラー・コーディネーターの配置 ※令和6年度補正予算計上		7,896千円 (都道府県に限る)	—	
② ピアサポート等相談支援体制の推進		7,708千円	5,229千円	2,690千円
キャリア相談支援加算		6,078千円	4,052千円	2,026千円
イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算		3,181千円	2,739千円	2,274千円
③ オンラインサロンの設置・運営、支援		4,146千円	2,817千円	1,827千円
④ 外国語対応通訳派遣支援		7,920千円	5,280千円	2,640千円
補助率	国：2/3実施主体：1/3			



## 事業の目的

<見守り体制強化促進のための広報啓発事業費補助金>令和7年度予算案：10百万円（9百万円）

要支援児童等を対象に養育環境の把握や食事の提供等を行い、地域における見守りの担い手となっているNPO法人等に対して、広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（以下「広域ネットワーク団体」という。）が、ネットワークの中での好事例を集約・周知することで地域の見守り体制強化の促進に寄与することを目的とする。

## 事業の概要

以下の①及び②の事業を行う。

- ① 地域における見守り体制を強化することを目的として、加盟又は支援している民間団体等や、他の全国組織団体において実施されている取組を調査・研究する。
- ② ①により把握した取組の好事例を加盟又は支援している民間団体等に紹介し、必要に応じて、その取組を実践しようとする民間団体等に対し助言等を行う。

こども家庭庁



民間団体等による事業の周知・啓発、好事例の収集等の取組へ財政支援（公募）

こども宅食等を広域で実施、または活動を支援している団体

支援等している民間団体等から好事例を収集、研究し、その結果を団体に周知・啓発

こども宅食等を運営する事業者



## 実施主体等

以下の(1)及び(2)を満たす民間団体

- (1)こども宅食等を実施する事業者に対して、運営支援や物資支援等の活動を行う団体であり、原則として、これらのこども宅食等に対する支援活動、子育て支援に関する周知・啓発活動、要支援児童等及びその家族への支援に関する活動のいずれかについて1年以上の活動実績を有すること。
- (2)全国規模又は複数の都道府県にまたがって活動するなど広域的な活動を行っている団体であり、原則として次のいずれかに該当すること。
  - ① 複数の都道府県において、現にこども宅食等を実施する事業者等に対する支援活動を行っていること。
  - ② 各都道府県においてこども宅食等を実施している団体（以下「民間団体等」という。）が20団体以上加盟し、かつ、加盟する民間団体等の活動範囲が5以上の都道府県にまたがっている団体（以下「全国組織団体」という。）であること。

【補助基準額】 1団体当たり2,388千円      【補助率】 定額

## 事業の目的

<ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業費補助金>令和7年度予算案 11百万円（11百万円）

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

## 事業の概要

- ① 地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
  - ② 地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
  - ③ ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化 等
- ※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

地域ごとの当事者、支援者が相互に交流し、悩みや課題を共有できる機会を設けることで、全国的な相互ネットワークを形成し、ヤングケアラーの孤独・孤立の防止することにつなげる。



## 実施主体等

実施主体：法人（公募により選定）

補助率：国（定額 10／10相当）

## 事業の目的

<児童虐待防止対策推進事業委託費> 令和7年度予算案：2.1億円（2.1億円）

- 全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、過去最多となっている。また、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。こうしたことを踏まえ、**児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）**において、**体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月から施行されている**ところである。本事業では、年間を通じて、また毎年11月に実施される「秋のこどもまんなか月間 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」においては特に集中的に、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」、「親子のための相談LINE」、「体罰等によらない子育て」等をはじめとした児童虐待防止に関して様々な広報展開を行うことにより、児童虐待問題や体罰等によらない子育て等に対する社会的関心を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども「ヤングケアラー」は、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあるが、家庭内のデリケートな問題に関わること、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。**令和6年6月に施行された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）**による改正後の子ども・若者育成支援推進法において、国・自治体の支援対象にヤングケアラーが明記され、国及び地方公共団体は、国民の理解増進等のため必要な啓発活動を積極的に行うものとされている。本事業では、令和4年度から令和6年度までの実施した認知度向上の集中取組期間における取組を踏まえ、更にヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる様々な広報展開を行うことにより、ヤングケアラーの早期把握・支援につながる社会風土の更なる醸成を目的とする。

## 事業の概要

### 〈広報啓発内容〉

- クリエイティブ（ポスター・リーフレット）の制作、印刷、梱包・発送
  - クリエイティブ（普及啓発動画）の制作、発信・展開
  - 特設ホームページの制作、コンテンツの追加・更新 等
- ※ 事業者等の提案に基づき、事業実施予定。



令和6年度：制作クリエイティブ（参考）

## 実施主体等

実施主体：国（公募により、委託事業者を選定）

## 事業の目的

令和7年度予算案 75百万円（令和6年度当初予算額：82百万円）

困難を抱えるこども・若者に対する分野横断的な支援体制である「子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という）及びこども・若者の相談にワンストップで応じる拠点である「子ども・若者総合相談センター」（以下「センター」という）の設置促進や機能の向上を図る（※協議会・センターともに子若法により地方公共団体に設置の努力義務有り）とともに、アウトリーチ（訪問支援）等の支援に従事する者の養成等を図る。

## 事業の概要

### 【事業概要】

- ・協議会・センターの設置促進等に向けた地方公共団体への支援の実施 . . . . . ①
- ・既設の協議会・センターの代表者会合、未設置地域等での啓発会合の開催 . . . . . ②
- ・アウトリーチ（訪問支援）等に従事する者の資質向上等を目的とした研修の実施 . . . . . ③

### 【具体的内容】

#### [①関係]

- ・協議会・センターに係る支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーから助言を受ける機会の提供や、都道府県が基礎自治体を対象に開催する講習会の開催等への支援を実施。

#### [②関係]

- ・協議会・センターの運営の中心を担う者の収集を求め、意見交換・グループワーク等を通じて全国レベルでの課題の共有や相互連携の深化を図る代表者会合（全国サミット）を開催。また、協議会・センターの未設置地域において、設置に関する相談や助言、先進地域の事例紹介等を行う啓発会合（地方キャラバン）を開催。

#### [③関係]

- ・ i )アウトリーチ（訪問支援）を実践する現場の支援員を対象とした研修、ii )各地域でこども・若者の育成に関わる活動等を展開する機関・団体の若手職員等を対象した研修をそれぞれ実施。

## 実施主体等

実施主体：国